第４章　地域生活または一般就労への移行の数値目標

１　施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、第３期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成 29 年度における数値目標を設定します。

（１）第３期計画の成果目標の達成状況

項　　目	第３期 目標値	実績 （達成率）	考　え　方
第１期計画策定時入所者数（A）	48 人	53 人	第３期目標値：平成 17 年 10 月 1 日の入所者 43 人＋特殊要因として５名
目標年度入所者数（B）	55 人	53 人 (96.4%)	実績値：平成26年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数（C）	10 人	10 人 (100.0%)	第１期計画策定時点からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	20.8%	18.8%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み（率）	▲7 人 （▲14.6%）	0 人 (0.0%)	第１期計画策定時点から平成26年度末までの施設入所者の削減数（A-B）

※第３期計画より、これまで基準値、目標値から除外されていた旧身体障害者更生施設等を算入しています。

（２）第４期計画の成果目標の設定

【国の目標値】
○施設入所者の地域移行：平成 25 年度末時点から 12%以上移行
○施設入所者数の削減　：平成 25 年度末時点から４%以上削減

項　　目	第４期 目標値	考　え　方
平成 25 年度末時点の入所者数（A）	54 人	平成 25 年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	55 人	平成29年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数（C）	6 人	平成 25 年度末時点からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	11.1%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み（率）	▲1 人	平成25年度末時点から平成29年度末までの施設入所者の削減数（A-B）

※国の目標値を基に、事業所の数が不足している等の状況を勘案して設定しています。

２　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、第３期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成 29 年度における数値目標を設定します。

（１）第３期計画の成果目標の達成状況

①一般就労への移行

項　　目	第３期 目標値	実績 （達成率）	考　え　方
第 1 期策定時の年間移行者数	1 人	1 人	平成 17 年度の移行実績
現在	1 人	2 人	
【目標値】平成 26 年度末時点の年間移行者数	2 人	2 人 （100.0%）	実績：平成 26 年度末時点の移行見込み

②就労移行支援利用者数の増加

項　　目	第３期 目標値	実績 （達成率）	考　え　方
平成 25 年度末利用者	3 人	3 人	
増加率	100%	－	
【目標値】 平成 26 年度の利用者数	4 人	6 人 （150.0%）	

③移行率の高い就労移行支援事業所の増加

市内に就労移行支援事業所がないため、目標値は見込んでいません。

（２）第４期計画の成果目標の設定

【国の目標値】
〇福祉施設から一般就労への移行：平成 24 年度実績の２倍以上
〇就労移行支援利用者数の増加：平成 25 年度末時点から６割以上増加
〇就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：３割以上の事業所が５割以上

①一般就労への移行

項　　目	数値	備　考
平成 24 年度末時点の年間移行者数	2 人	平成 24 年度末時点の移行実績
【目標値】平成 29 年度末時点の年間移行者数	4 人	平成 24 年度実績の２倍以上

②就労移行支援利用者数の増加

項　　目	数値	備　考
平成 25 年度末利用者	3 人	平成 24 年度末時点の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】 平成 29 年度末時点の利用者数	5 人	平成 25 年度末時点から６割以上増加

※特別支援学校卒業予定児の状況等を勘案して設定しています。

③加東市における障害者の率先雇用

項　　目		数値	備　考
雇用者数 （正規＋非正規）	実績値	10 人	平成 25 年度末時点の雇用者数
	目標値	12 人	平成 29 年度末時点の雇用目標数

④加東市から福祉施設等への優先発注

項　　目		数値		備　考
		件数	金額 （千円）	
福祉施設等との随意契約等による市町事業委託等	実績値	0 件	0 千円	平成 25 年度末時点
	目標値	5 件	600 千円	平成 29 年度末時点

⑤移行率の高い就労移行支援事業所の増加

市内に就労移行支援事業所がないため、設定方法について兵庫県及び北播磨圏域で調整します。

３　地域生活支援拠点等の整備【新規】

○地域生活支援拠点の具体的なイメージは、グループホームや利用定員 30 名程度の小規模な障害者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う施設もしくは、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」などを想定

○圏域での整備も可能なことから北播磨圏域における他市町村との調整を含め、計画期間内での整備を検討します。